

様式第 3 号の 2(第 33 条関係)

物 品 購 入 契 約 書

令和 年 月 日

発注者甲 愛媛県宇和島市御殿町 1 番 1 号
市立宇和島病院
宇和島市病院事業管理者 ● ● ● ●

受注者乙

市立宇和島病院 を甲とし、 を乙として、下記表示の物品の売買
について次の条項の規定により契約を締結する。

(契約の主たる内容)

第 1 条 契約する物品名、規格、仕様、数量、納入期日及び納入場所等は、次のとおりと
する。

- (1) 物 品 名
- (2) 規格及び仕様
- (3) 数 量
- (4) 契 約 金 額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

- (5) 契約保証金
- (6) 納 入 期 日 令和 年 月 日
- (7) 納 入 場 所

(納入通知)

第 2 条 乙は物品の納入をしようとするときは、その期日を前もって甲に通知しなけれ
ばならない。

(検収)

第 3 条 甲は物品の納入を受けたときは、乙の立会いのもとに検収を行うものとする。

2 甲の検収の結果、納入物品の全部又は一部が契約に違反し不当なものがあるときは、乙は代替品と取り替えるものとする。

(支払条件)

第 4 条 甲は、前条の検収を完了したのち、乙より適法な支払請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

(違約金)

第 5 条 甲は、乙の責めに帰する事由により、乙が契約の納入期限内に納入しない場合において期限後に履行できる見込みのあるときは、宇和島市病院等事業契約規程第 41 条第 1 項の定めにより違約金を徴して納期を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額から既納部分に相応する契約金額を控除した額について、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定による年率で計算して得た額とする。

(保証義務)

第 6 条 現品検収後 1 か年以内における甲の不注意による損傷、破損以外は乙の責任において補修又は代替品と取り替えるものとする。

(その他)

第 7 条 この契約書に定めのない事項については、法令によるもののほか、甲乙双方協議の上、処理するものとする。

(契約履行の原則)

第 8 条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を所持するものとする。